

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)
策定等支援業務委託企画競争の実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年3月16日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)を策定するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)策定支援等業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書(案)参照のこと。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年2月26日(金)まで
- (4) 概算予算額 総額 3,350,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書(様式1号)の提出日から参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)役務部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登載されていること。
- (3) 企画競争参加申請書(様式1号)の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程(昭和58年市訓令甲第20号)第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者及び準市内業者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平

成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定を受けているものを除く。)でないこと。

(6) 暴力団もしくは暴力団員でないこと。また、その統制のもとにないこと。

(7) 令和3年4月1日以降に、本業務と同種又は類似の業務を国又は地方公共団体から元請で受注し、履行が完了していること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	公示日から令和8年4月6日(月)まで
仕様書(案)等に関する質問受付	令和8年3月27日(金) 午後3時まで(必着)
仕様書(案)等に関する質問回答	令和8年3月31日(火) 午後3時ごろ掲載
企画提案書等の提出	令和8年3月31日(火)から 令和8年4月6日(月)午後5時15分まで(必着) ・各日午前9時から正午, 午後1時から午後5時15分
ヒアリングの実施(予定)	令和8年4月10日(金)
審査結果の通知(予定)	令和8年4月14日(火)頃

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

●ホームページアドレス:<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)策定等支援業務委託」として、岡山市女性が輝くまちづくり推進課へ提出すること。

電子メール: danjo@city.okayama.jp

※送信後は必ず電話により受信の確認を行うこと。

(2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和8年3月31日(火)から令和8年4月6日(月)午後5時15分まで(必着)

(2) 提出方法

岡山市女性が輝くまちづくり推進課宛に持参又は郵送により提出期間内に提出すること。郵送の場合は「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)策定等支援業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により提出すること。

持参の場合は岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)に規定する休日は除く。

また、各日の受付時間は午前9時～正午及び午後1時～午後5時15分とする。

(3) 提出書類

① 企画競争参加申請書(様式1)

② 実績証明書(様式2)

過去5年間(令和3年度以降)に本業務と同種又は類似の業務を受託し、完了した実績について記載すること。

③ 企画提案書(様式は自由, カラー印刷, A4判 30枚以内)

- 仕様書(案)に定める各業務の実施方法を具体的に記載すること。また下記事項について必ず記載し、わかりやすい文章や図表等で提案すること。

ア 事業目的の理解および計画策定に向けた基本方針について

イ 現状の分析

ウ 骨子案作成支援について

エ 新プランの作成支援について

なお、提案時点で国や県が策定している計画やプラン等が素案の場合には、そちらを参考とすること。

- 企画提案書にはページ番号を付けること。なお、表紙には企画提案内容を記載しないこと。

④ 業務の実施体制(様式は自由)

どのような体制及び人員で事業を実施するか、体制図及び業務スケジュールを作成すること。体制図には人員ごとの本件で委託する業務に従事する割合を記載すること。本業務の責任者及び従事者について、氏名、現所属、役職、担当業務、職務経歴等を記載すること。また様式2(実績証明書)に記載した業務へ携わった経験を有する場合は、その業務経験を記載すること。

⑤経費の積算表（様式は自由）

(4) 提出部数 各7部

- ・提案事業所名(商号又は名称), 代表者印のあるもの(正本)各1部
- ・提案事業所名(商号又は名称), 代表者印のないもの(副本)各6部

※副本には提出する全ての書類において事業所名や代表者名が分かる表記はしない。

※企画競争参加申請書, 経費見積書及び有資格者に登録されているものと同様であることの認定を受けるための書類は正本1部のみで可。

(5) 注意事項

- ①連絡先(電話番号, 電子メールアドレス等)を記入すること。
- ②仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ, 提出すること。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は, いかなる理由でも特定しない。
- ④提出書の提出期限後の差し替え, 再提出は認めない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市市民協働局事務事業委託審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行い, 最適提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は, 提出書類及び提案者へのヒアリングにより, 審査項目について審査を行う。
- ② 各委員は, 評価基準をもとに 100点満点で審査し, 全委員の合計得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を特定する。
- ③ 得点が同点の場合は, 評価基準の「業務全般」の項目において得点が上位のものを特定する。
- ④ 審査した結果, 60点に委員数を乗じた点数を下回る提案については特定しない。

(3) ヒアリングの実施

- ①発表時間は1事業者につき20分程度とし, その後委員から質問を行う。
- ②ヒアリングに用いる資料は, 事前に提出された企画提案書及び見積書に限る(プロジェクター等の機器の使用は不可)。
- ③ヒアリングの詳細な日時, 場所については後日知らせる。なお, 提案者が1者の場合でもヒアリングを実施する。

(4) 評価基準

別紙1のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が, 次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面により通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面により通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容(予定)価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) この企画競争は、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。
- (9) 令和8年3月31日までに、本市議会で本業務に係る令和8年度予算の議決が得られないとき又は当該予算の執行の承認が得られないときは、本業務は執行しない。なお、その場合の応募者における損害については、本市は一切負担しない。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市市民協働局市民協働部

女性が輝くまちづくり推進課 担当:松浦

(岡山市役所本庁舎7階)

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話:(086)803-1115 FAX:(086)803-1845

電子メール:danjo@city.okayama.jp